

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	①仕様3 (1) に「各モデル事業実施者に対し、事業費（中略）の確認と支払いを行うものとし、～」とあるが、提案者が検査を行い、確定金額を事業者に支払い（提案者立替）、その後貴省に請求する流れと考えてよいか。	ご認識の通り、契約額の中から各モデル事業費を支払うことになります。そのため、各モデル事業費については事業終了後に、使用した金額を確認し減額の変更契約を行うことになります。